

保育士養成課程とキャリアアップ研修における学びの関係性

Relationship between learning in nursery teacher training courses and career development training

開 仁 志 (人間科学部こども学科教授)

Hitoshi HIRAKI (Faculty of Human Sciences, Department of Child Study, Professor)

〈要旨〉

本研究では、保育士養成課程における学び（養成段階）と保育現場におけるキャリアアップ研修の学び（研修段階）の関係性について明らかにすることを目的としている。保育士養成課程の学びについては、厚生労働省通知の「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」で示されている「教科目の教授内容」の分析を進め、保育現場における学びについては、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」で示されている「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」「分野別リーダー研修の内容」の分析を進め、内容的な関係性を明らかにした。その結果、保育士資格取得に必要な幅広く基礎的な内容を学ぶ保育士養成課程と、保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業）の保育現場におけるリーダー的職員を対象とした内容を学ぶキャリアアップ研修の特徴からくる違いが見られた。また、教授内容の教科目と研修内容の分野が同様の名称であれば学びの内容に多くの共通点があるものの、養成段階と研修段階の学びという差違からくる相違点があることが明らかとなった。

〈キーワード〉

保育士養成課程、キャリアアップ研修、学びの関係性

1 目的

保育の質向上が求められている。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項には、「児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」⁽¹⁾とあり、同条第2項に「児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」⁽²⁾とされている。このことを踏まえ、2017年に告示された保育所保育指針（以下「指針」）では、第5章職員の資質向上において、「保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない」⁽³⁾とされている。

そして、指針第5章に、質の高い保育につながる職員の専門性向上のための取組として挙げられているのが、職員の研修である。研修には、職場における研修と外部研修があり、「保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画

を作成しなければならない」⁽⁴⁾とある。

このキャリアパス等を見据えた研修の中でも、特に、保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業）の保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修内容や研修の実施方法等について定めたものが、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」である。本ガイドラインは、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するために必要な事項を定めたものである。キャリアアップ研修の研修分野は全8分野であり、①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援、⑦マネジメント、⑧保育実践となっている。このうち、①～⑥は専門分野別研修であり、保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む）、⑦はリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む）、⑧は保育所等の保育現場における実習経験の少ない

者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）が対象者となっている。⁽⁵⁾

厚生労働省が示す「保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ」によると、保育士等の階層は経験年数概ね3年以上の「職務分野別リーダー」（担当する職務分野（上記①～⑥）の研修を修了）を経験し、経験年数概ね7年以上の「副主任保育士（ライン職）」（マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了）や「専門リーダー（スタッフ職）」（4つ以上の分野の研修を修了）を経て、主任保育士、園長となっていくイメージが示されている。⁽⁶⁾

一方、保育士養成課程における学びについては、厚生労働省通知、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に「教科目の教授内容」が示されている。教科目の教授内容は、必修科目と選択必修科目に分かれている。必修科目については、「保育の本質・目的に関する科目」「保育の対象の理解に関する科目」「保育の内容・方法に関する科目」「保育実習」「総合演習」に区分される。⁽⁷⁾

保育士養成課程を卒業し、保育士資格を取得した後、保育現場に採用され、研修を重ねて質を向上していくプロセスを考えると、保育士養成課程の教科目の教授内容と保育現場における研修内容であるキャリアアップ研修の内容はつながりがある必要があると考えられる。

しかし、保育士養成課程の教科目の教授内容とキャリアアップ研修の研修内容の関係性については、必ずしも明らかになっていない。

以上を踏まえ、本研究では、保育士養成課程の教科目の教授内容とキャリアアップ研修の研修内容の関係性を分析・考察することにより、養成段階から、研修段階の学びへとつなげていくための手がかりを得ることを目的とする。

2 方法

2-1 分析対象

- (1)「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（雇児保発0401第1号，平成29年4月1日）で示されている「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」の研修内容（※以下「研修内容」）
- (2)「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（雇児発第1209001号，平成15年12月9日。一部改正子発0427第3号，平成30年4月27日）で示されている「教科目の教授内容」（※以下「教授内容」）

2-2 分析方法

研修内容と教授内容を分析し、比較・考察して関係性を明らかにする。

3 結果及び考察

3-1 教授内容必修教科目名と研修内容分野名の比較

教授内容の必修教科目は「保育の本質・目的に関する科目」「保育の対象の理解に関する科目」「保育の内容・方法に関する科目」「保育実習」「総合演習」の五つに分類⁽⁸⁾、研修内容は「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー対応」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」「マネジメント」「保育実践」の八つに分類される⁽⁹⁾。

両者を比較すると教授内容の方が大括り化された印象であり、レベル的には研修内容名が教授内容必修教科目における個別の教科目名に近い。このことから、教授内容必修教科目の個別の教科目名と研修内容名を類似性から比較し対応をまとめると表1のようになる。⁽¹⁰⁾

表1 教授内容必修教科目名と研修内容名対応表

教授内容必修教科目名	研修内容名
乳児保育Ⅰ，乳児保育Ⅱ	乳児保育（主に0歳から3歳未満児向けの保育内容）
保育原理，教育原理	幼児教育（主に3歳以上児向けの保育内容）
障害児保育	障害児保育
子どもの食と栄養	食育・アレルギー対応
子どもの保健，子どもの健康と安全	保健衛生・安全対策
子ども家庭支援論，子育て支援	保護者支援・子育て支援
該当無し	マネジメント
保育実践演習	保育実践
子ども家庭福祉，子ども家庭支援の心理学，保育内容総論，保育内容演習，保育内容の理解と方法，保育実習Ⅰ，保育実習指導Ⅰ，社会福祉，社会的養護Ⅰ，社会的養護Ⅱ，保育者論，保育の心理学，子どもの理解と援助，保育の計画と評価	該当無し

表1では、あくまでも教授内容必修教科目名と研修内容名のみで比較している。そのため、「該当無し」としたもののでも、内容を詳しく見ると対応するものが出てくる。例えば「保育者論」「保育の心理学」「子どもの理解と援助」「保育の計画と評価」「保育内容総論」「保育内容演習」「保育内容の理解と方法」「保育実習Ⅰ」「保育実習指導Ⅰ」について明確には対応する研修内容が設けられていないが、内容の比較で後述するように研修内容の具体的な研修内容（例）に重なる部分がある。⁽¹¹⁾このことから、教授内容が研修内容全般に関わると言えよう。

しかし、対応が限定的となる内容もある。それは、教授

内容の中で、「社会福祉」「子ども家庭福祉」「子ども家庭支援の心理学」「社会的養護Ⅰ」「社会的養護Ⅱ」である。理由は、保育士資格取得に向けた養成段階では、保育所の保育士に限らず保育所以外の児童福祉施設等で働く保育士のどちらの養成も視野に入れた内容である一方で、研修内容は、保育所や認定こども園等の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業で働く職員を対象と想定している¹²⁾為であると考ええる。

3-2 教授内容と研修内容の内容比較

では、内容を詳しく見て比較し対応を考えてみたい。想定されるパターンとしては、①教授内容と研修内容が一致している（以下「一致」）、②教授内容にはあるが研修内容には無い（以下「教+」）、③教授内容には無いが研修内容にはある（以下「研+」）、の3パターンである。以下、研修内容¹³⁾順に教授内容¹⁴⁾と比較、考察する。

(1) 乳児保育

研修内容「乳児保育」の内容は「乳児保育の意義」「乳児保育の環境」「乳児への適切な関わり」「乳児の発達に応じた保育内容」「乳児保育の指導計画、記録及び評価」である。

教授内容「乳児保育Ⅰ」の内容は「乳児保育の意義・目的と役割」「乳児保育の現状と課題」「3歳未満児の発育・発達を踏まえた保育」「乳児保育における連携・協働」であり、「乳児保育Ⅱ」の内容は「乳児保育の基本」「乳児保育における子どもの発育・発達を踏まえた生活と遊びの実際」「乳児保育における配慮の実際」「乳児保育における計画の実際」である。

研修内容の具体的な研修内容（例）や教授内容の細かい内容まで分析したところ、両者の内容はほぼ①「一致」していた。

しかし、若干の違いも見られた。②「教+」については、「歴史の変遷」「養護及び教育」「保育所以外の児童福祉施設（乳児院等）」「家庭的保育等」「移行」「保護者との連携・協働」があり、③「研+」としては、「安全な環境」「全体的な計画に基づく指導計画」がある。

教授内容では知識として歴史や保育所以外の児童福祉施設についても学ぶが、前述したとおり研修内容では主に保育所の職員を対象としているため扱っていないと考える。養護及び教育、移行、保護者との連携・協働については、研修内容で保育所保育指針について学ぶとなっていることから含まれる内容と考えられる。研修内容に見られる安全な環境と全体的な計画と指導計画の関係については、教授内容「子どもの健康と安全」「保育の計画と評価」の中で扱う内容となっている。

(2) 幼児教育

研修内容「幼児教育」の内容は「幼児教育の意義」「幼児教育の環境」「幼児の発達に応じた保育内容」「幼児教育の指導計画、記録及び評価」「小学校との接続」である。

教授内容「保育原理」の内容は「保育の意義及び目的」「保育に関する法令及び制度」「保育所保育指針における保育の基本」「保育の思想と歴史の変遷」「保育の現状と課題」であり、「教育原理」の内容は「教育の意義、目的及び子ども家庭福祉等との関連性」「教育の思想と歴史の変遷」「教育の制度」「教育の実践」「生涯学習社会における教育の現状と課題」である。研修内容の具体的な研修内容（例）や教授内容の細かい内容まで分析したところ、両者の内容は①「一致」するところが多かった。

違いがあったのは、②「教+」については「人間形成」「教育の思想と歴史の変遷」「教育の制度」「生涯学習社会」「子どもの最善の利益」「保育における養護」「保育に関する法令及び制度」「保育の思想と歴史の変遷」「諸外国の保育の現状」があり、③「研+」としては「幼児期にふさわしい生活」「子どもの発達の状況」「全体的な計画に基づく指導計画」「他職種との協働」「小学校との接続」がある。

教授内容では思想や歴史、制度、生涯学習、外国の保育まで幅広い知識を学ぶことがわかる。研修内容でのみ挙げられている内容は、幼児期にふさわしい生活や子どもの発達の状況については教授内容「子どもの理解と援助」「保育の心理学」、全体的な計画に基づく指導計画については教授内容「保育の計画と評価」、小学校との接続については教授内容「保育内容総論」で扱っている。

(3) 障害児保育

研修内容「障害児保育」の内容は「障害の理解」「障害児保育の環境」「障害児の発達の援助」「家庭及び関係機関との連携」「障害児保育の指導計画、記録及び評価」である。

教授内容「障害児保育」の内容は「障害児保育を支える理念」「障害児等の理解と保育における発達の援助」「障害児その他の特別な配慮を要する子どもの保育の実際」「家庭及び自治体・関係機関との連携」「障害児その他の特別な配慮を要する子どもの保育に関わる現状と課題」である。研修内容の具体的な研修内容（例）や教授内容の細かい内容まで分析したところ、両者の内容はほぼ①「一致」していた。

一方、違いが見られたのが、②「教+」については「地域社会への参加・包容（インクルージョン）」「その他の特別な配慮を要する子ども」「健康と安全」「保護者間の交流や支え合いの意義とその支援」、③「研+」としては「全体的な計画に基づく指導計画」「記録及び評価」である。

教授内容では、幅広く地域社会とのつながりや障害児のみではなく特別な配慮を要する子ども、保護者間の交流等まで学んでいる。研修内容で扱う全体的な計画に基づく指導計画や記録及び評価については、教授内容「保育の計画と評価」で扱う。

(4) 食育・アレルギー対応

研修内容「食育・アレルギー対応」の内容は「栄養に関する基礎知識」「食育計画の作成と活用」「アレルギー疾患の理解」「保育所における食事の提供ガイドライン」「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」である。

教授内容「子どもの食と栄養」の内容は「子どもの健康と食生活の意義」「栄養に関する基本的知識」「子どもの発育・発達と食生活」「食育の基本と内容」「家庭や児童福祉施設における食事と栄養」「特別な配慮を要する子どもの食と栄養」である。

研修内容の具体的な研修内容（例）や教授内容の細かい内容まで分析したところ、両者の内容はほぼ①「一致」していた。

違いが見られたのは、②「教+」については「健康と食生活の意義」「発育・発達と食生活」「食育の意義・目的と基本的考え方」「家庭や児童福祉施設における食事と栄養」「疾病及び体調不良の子どもへの対応」「障害のある子どもへの対応」、③「研+」としては「食育計画の作成と活用」である。

教授内容では健康や食についての意義、保育所のみならず家庭や他の児童福祉施設、病弱及び体調不良、障害のある子どもについても学んでいる。研修内容では保育現場で既に働いている立場として、食育計画の作成と活用が入っていることがわかる。

(5) 保健衛生・安全対策

研修内容「保健衛生・安全対策」の内容は「保健計画の作成と活用」「事故防止及び健康安全管理」「保育所における感染症対策ガイドライン」「保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン」「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」である。

教授内容「子どもの保健」の内容は「子どもの心身の健康と保健の意義」「子どもの身体的発育・発達と保健」「子どもの心身の健康状態とその把握」「子どもの疾病の予防及び適切な対応」である。また、教授内容「子どもの健康と安全」の内容は「保健的観点を踏まえた保育環境及び援助」「保育における健康及び安全の管理」「子どもの体調不良等に対する適切な対応」「感染症対策」「保育における保健的対応」「健康及び安全の管理の実施体制」である。

研修内容の具体的な研修内容（例）や教授内容の細かい内容まで分析したところ、研修内容の内容「保健衛生・安全対策」の内容は、教授内容「子どもの保健」「子どもの健康と安全」の内容とほぼ①「一致」していた。

違いが見られたのは②「教+」については「心身の健康と保健の意義」「保育環境及び援助」「母子保健・地域保健」「家庭、専門機関、自治体、地域の関係機関との連携」、③「研+」としては「保健計画の作成と活用」「記録と評価」である。

教授内容では健康と保健の意義や保育環境、母子保健・地域保健や家庭、関係機関との連携等幅広く学んでいる。研修内容では、保育現場で働く者として、保健計画の作成と活用、記録と評価を学んでいることがわかる。

(6) 保護者支援・子育て支援

研修内容「保護者支援・子育て支援」の内容は「保護者支援・子育て支援の意義」「保護者に対する相談援助」「地域における子育て支援」「虐待予防」「関係機関との連携、地域資源の活用」である。教授内容「子ども家庭支援論」の内容は「子ども家庭支援の意義と役割」「保育士による子ども家庭支援の意義と基本」「子育て家庭に対する支援の体制」「多様な支援の展開と関係機関との連携」、教授内容「子育て支援」の内容は「保育士の行う子育て支援の特性」「保育士の行う子育て支援の展開」「保育士の行う子育て支援とその実際（内容・方法・技術）」である。

研修内容の具体的な研修内容（例）や教授内容の細かい内容まで分析したところ、両者の内容はほぼ①「一致」していた。

違いが見られたのは、②「教+」については「子育て支援施策・次世代育成支援施策の推進」「子ども・保護者が多様な他者と関わる機会や場の提供」「支援の環境の構成」「障害のある子ども及びその家庭、特別な配慮を要する子ども及びその家庭に対する支援」、③「研+」としては「虐待の事例分析」「子どもの貧困」に関する対応」である。

教授内容では、施策、機会や場の提供、環境の構成、障害や特別な配慮を要する親子について幅広く学んでいる。研修内容では虐待や貧困等、深刻な事例についても特に項目として取り上げて学ぶことがわかる。

(7) マネジメント

研修内容「マネジメント」の内容は「マネジメントの理解」「リーダーシップ」「組織目標の設定」「人材育成」「働きやすい環境づくり」である。

教授内容には、研修内容そのものに該当する教科目は無いが、教授内容「保育者論」の中で「保育者の連携・協働」「保育者の資質向上とキャリア形成」について扱っている。

また、マネジメントの考え方は教授内容「保育の計画と評価」においてカリキュラムマネジメントの考え方に触れる。さらに、人材育成における「保育実習への対応」については教授内容「保育実習指導Ⅰ」と関係があると言えよう。研修内容の具体的な研修内容(例)にある、関係法令、制度、保育所保育指針等についての理解は教授内容全般と関わる内容となる。

(8) 保育実践

研修内容「保育実践」の内容は「保育における環境構成」「子どもとの関わり方」「身体を使った遊び」「言葉・音楽を使った遊び」「物を使った遊び」である。

教授内容「保育実践演習」の内容は「学びの振り返り」「保育に関する現代的課題の分析に基づく探求」「自身の習得した知識・技術等と保育に関する現代的課題等から、自己の課題を把握する」である。

両者共に、保育現場で働いた経験が少ない者を対象に必要な基礎的な資質・能力を身に付けるという意味では同じねらいをもつはずであるが、内容的には大きな違いがあった。

研修内容「保育実践」の内容は、教授内容「保育内容の理解と方法」に近い。教授内容「保育内容の理解と方法」の内容には「子どもの生活や遊びにおいてイメージを豊かにし、感性を養うための環境の構成と保育の展開に必要な知識及び技術」「子どもの生活と遊びにおける様々な遊具や用具、素材や教材等の特性の理解と、それらの活用や作成に必要な知識及び技術」があり、体験例として「見立てやごっこ遊び、劇遊び、運動遊び等」「音や音色、人の声や音楽等」「色や形、感触やイメージ等」「児童文化財」が挙げられている。

3-3 目標やねらいの違い

教授内容では、養成段階のため、教科目のねらいの語尾は基本的に「理解する」が多く、実践的な演習科目では「習得する」という表現になっている。¹⁵⁾

一方、研修内容では、自分自身が「できる力を養う」と同時に他の保育士等に適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を「身に付ける」という語尾の表現になっている。¹⁶⁾

つまり、養成段階では内容を自分自身が理解し習得することが目指されているが、保育現場経験を積んでから受講する研修段階では内容について具体的にできる力を身に付け、かつ他の保育士等に適切に助言及び指導ができるような実践的な能力を身に付けることが目指されていると言えよう。

4 まとめ

本研究では、保育士養成課程の教科目の教授内容とキャリアアップ研修の研修内容の関係性を分析・考察することにより、養成段階から、研修段階の学びへとつなげていくための手がかりを得ることを目的としていた。

その結果、以下のことが明らかになった。

(1) 教授内容と研修内容の扱う範囲

保育士養成課程の教授内容では、保育所の保育士のみならず保育所以外の児童福祉施設等で働く保育士も視野に入れ、保育士資格取得に必要な基礎的な内容全般を幅広く扱っている。一方、キャリアアップ研修の研修内容は、主に保育所等(子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)の保育現場におけるリーダー的職員を対象としている。

(2) 内容の共通点と相違点の存在

教授内容必修教科目名と研修内容名が同様もしくは類似していても、教科目の内容の詳しい項目と研修内容の内容及び具体的な研修内容(例)等を比較すると内容には共通点と相違点がある。

(3) 内容の共通点

内容が共通であっても、求められる資質・能力には違いがある。養成段階では自分自身が「理解する」「習得する」に留まるが、研修段階では「力を身に付ける」ことに加え、「他の保育士等に適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける」段階まで求められている。

(4) 内容の相違点

教授内容では扱っていても研修内容では扱っていない内容は、前述した保育士資格取得に必要な幅広く基礎的な内容と保育所以外の児童福祉施設等で働く保育士に必要な内容である。教授内容ではなく研修内容で追加される内容は保育現場で実際に働いている立場や経験を生かし明日からの保育実践に生かせる内容である。また、ミドルリーダーの役割が求められることから、「マネジメント」分野の内容が新たに追加されている。「保育実践」分野では目標やねらいに大きな違いが見られる。教授内容では養成段階の学びを振り返り、自己課題を明確にし、保育の実践に際して必要となる基礎的な資質・能力の定着をする¹⁷⁾といった保育専門職としての態度を目標としているのに対し、研修内容では保育現場における実習経験の少ない者を対象にして「子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける」¹⁸⁾といった実践的なねらいとなっている。

(5) 養成段階から研修段階の学びへ

保育所保育指針等の改定等、時代の移り変わりと共に学ぶべき内容は更新されるため、研修受講者は、自分自身の養成段階の学びと研修段階の学びを比較し今後の保育に生かしていくことが重要である。また、研修段階では自分自身の資質・能力の向上のみならず、他の保育士等に適切な助言及び指導ができることが求められることを自覚して学びを進める必要がある。

(6) 今後の課題

本研究では、厚生労働省通知の「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」で示されている「教科目の

教授内容」と、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」で示されている「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」「分野別リーダー研修の内容」に記載されている内容を分析し、比較・考察して関係性を明らかにすることを目指した。しかし、あくまでも記載されている内容のみの分析に留まっている。

今後は、例えばキャリアアップ研修の受講者の研修受講後のレポート（各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するもの）⁽⁹⁾の分析等を通して、養成段階の学びと研修段階の実際の学びがどのようにつながっているのかを検討すること等も必要となってくると考える。

注

- (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項.
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第2項.
- (3) 厚生労働省（2017）保育所保育指針.
- (4) 同上.
- (5) 厚生労働省（2017）保育士等キャリアアップ研修ガイドライン.
- (6) 厚生労働省（2017）保育士のキャリアアップの仕組みの構築と処遇改善について.
- (7) 厚生労働省（雇児発第1209001号，平成15年12月9日。一部改正子発0427第3号，平成30年4月27日）指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について.
- (8) 同上.
- (9) 前掲(5).
- (10) 前掲(5)(7).
- (11) 同上.
- (12) 同上.
- (13) 前掲(5).

- (14) 前掲(7).

- (15) 同上.

- (16) 前掲(5).

保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究協力者会議（2016）「調査研究協力者会議における議論の最終取りまとめ～保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築について～」において、本協力者会議では、社会福祉法人日本保育協会の「保育士のキャリアパスに関する調査研究報告書」（平成26年度）において、保育士の知識・技能について、「①できない」「②教えてもらってできる」「③自分の力でできる」「④他の保育士を指導できる」「⑤保育士の集団や組織、園全体をリードできる」という5段階に分類するもののうち、園内研修や初任者研修により①②の技能を習得した後の、③④の段階にスキルアップする保育士を対象とした研修について検討を行った旨を言及している。

- (17) 前掲(7).

- (18) 前掲(5).

- (19) 同上.